

共同・協業販路開拓支援事業【催事販売型】
「讃岐のイッピン! ええもんフェスタ2023」出展者募集要領

1. 開催日時

令和5年10月28日(土) 10:00~17:00
10月29日(日) 10:00~16:00
(設営: 10月27日(金) 13:00予定~)

2. 開催場所

サンメッセ香川 大展示場 AB 面・第1屋外展示場
(〒761-0301 香川県高松市林町2217-1)

3. 募集内容

食品・非食品(自社商品、または自社所在地の製品の販売)

4. 募集予定数

大展示場内「食品・工芸品ブース」 45小間
屋外展示場「飲食ブース」 25小間

*上記の小間数を上限として、申込書の先着順に受け付けさせていただきます。

また、香川県等から新たな指導がある場合や、感染症の拡大によって来場者等の安全を確保することができなくなると判断した場合は、「飲食ブース」を中止することがあります。

5. 小間及び設備

【食品・工芸品ブース】 1小間サイズ: W3600mm×D2700mm

[基本備品]

- ①社名板(W900mm×H225mm)・・・1枚
- ②テーブル(W1800mm×D600mm)・・・2台 *白布は付いておりません。
- ③イス・・・2脚
- ④電源(要 事前申請)

※上記以外の備品の追加については、オプション(有料)となります。詳しくは、別紙「レンタル備品リスト」をご参照ください。

※揚げる・焼く・湯煎などの調理を伴う場合、調理はないもののジェラート等その場で食べる商品については全て飲食ブースの出展となります。

【飲食ブース】 1小間サイズ: W2700mm×D3600mm(屋外)
W3600mm×D2700mm(屋内)

[基本設備]

- ①社名板(W900×H225mm)・・・1枚
- ②テーブル(W1800mm×D600mm)・・・2台 *ビニールクロス付
- ③イス・・・2脚
- ④電源(要 事前申請)

※上記以外の備品の追加については、オプション(有料)となります。詳しくは、

別紙「レンタル備品リスト」をご参照ください。

※煙の出る調理及びフライヤー等の使用、ガスの使用は「飲食ブース」第1屋外展示場のご出店、それ以外の調理及びその場で食べる商品販売は「飲食ブース」屋内展示場となります。ガスを使用される場合は、プロパンガスの持ち込みをお願いします。(主催者側で手配できかねますのでご注意ください。)なお、設営日終了後及び初日営業終了後は、プロパンガスをお持ち帰りいただくか、サンメッセの所定の保管庫に移動させてください。今回、屋内ブースでのガスの使用は原則不可とします。

7. 出展料金

商工会会員・・・1小間：10,000円(税込)

その他の事業者・・・1小間：20,000円(税込)

※「食品ブース」「工芸品ブース」では、1事業者につき2小間まで申込み可能です。但し、申込者数が上限に達した場合には1小間に変更をお願いする場合があります。「飲食ブース」については、1小間での申込みとさせていただきます。

※電気・水道(共同利用)の使用料を含む2日間通しの料金です。

※出展料及びオプションレンタル備品料金については、終了後に一括で請求させていただきます。請求書が届きましたら指定口座にお振込みください。(振込手数料は、出展事業者様にてご負担ください。)

※出展決定の通知を受けた後のキャンセルは、出展料金の範囲内でそれまでに要した経費をキャンセル料として申し受けます。なお、オプションレンタル備品のキャンセル料については、レンタル業者の規定によるものとします。

8. 留意事項

(1) 販売商品

- ① 出展者のPRと地域の特色ある商品の販路開拓を目的とするイベントですので、趣旨に合致する商品の販売をお願いします。
- ② 食品については、衛生管理の徹底と適切な食品表示を行ってください。また、高松市保健所の指導により、申込書には調理・提供方法を詳しく記入するようにしてください。
- ③ 高松市保健所の指導や会場施設からの要請により、販売できない商品がでてくる可能性がありますのでご了承ください。
- ④ 食品を販売する出展者の保健所への届出は主催者が一括して行いますが、酒類の販売をする場合は、高松税務署への「期限付酒類小売業免許」の申請・届出が必要となりますので、各出展者にて手続きを行ってください。
- ⑤ 主催者が危険とみなすもの、または他の出展者の迷惑となるものは、販売方法の変更や販売中止を要請することがあります。
- ⑥ 他の出展者に迷惑のかかるような著しく低い価格での商品販売はおやめください。
- ⑦ 高額商品は、出展者の責任において十分な管理をお願いします。
- ⑧ 販売商品の製造者責任に関しては、主催者では一切の責任を負いかねますので、各出展者にて保険に加入するなどの措置をお願いします。
- ⑨ HACCPに準拠した衛生管理が義務付けられており、所定の書類の提出を依頼させていただきます場合があります。詳細は、出展者説明会の際にご案内いたします。

※来場者の飲食スペース以外での飲食及び未包装食品の持ち歩きを禁止します。

(2) 展示装飾

- ① 値札・ポップ等は出展者で準備をお願いします。
- ② 小間の設営、基本備品の小間内への搬入、お申込みのあった電気の基本工事は主催者にて行いますが、小間内の装飾及び販売の準備等は出展者の責任で行ってください。
- ③ 壁面システムパネルへの釘打ち・ビスや画びょう止めはできません。ポスター等を貼り付ける場合は、セロハンテープ・両面テープ等をご使用ください。

(3) その他の設備・オプションレンタル備品

- ① 電源が必要な場合には事前申請が必要となりますので、別紙「出展申込書」のレイアウト図に必ず電源のご記入をお願いします。
- ② 大展示場内及び第1屋外展示場に共同洗い場を用意します。
- ③ 冷蔵・冷凍ストックは、主催者側では準備しておりませんので、各自でご対応ください。
- ④ 基本備品以外の備品の追加（オプションレンタル備品）については、別紙「レンタル備品リスト」をご参照の上、「出展申込書」にてお申込みください。出展者自身による備品の持ち込みは可能です。
- ⑤ 保健所の指導等にて基本設備以外の追加設備が必要な場合は、追加費用について事業者負担となりますのでご承知おきください。

(4) 小間の割り当て

出展小間の配置（レイアウト）は、小間数・出展内容等を総合的に判断の上、主催者が決定し、出展者に通知いたします。

(5) 移動販売車による出展

次のとおり取り扱いますが、出展者多数の際は、移動販売車による出展をお断りさせていただく場合がございますのでご承知おきください。

① 対象ブースと配置場所

「飲食ブース」 ※屋外第1展示場において主催者が指定する場所

② 車両制限

車両寸法 長さ 5.0mまで *左記の長さを超える車両は出展いただけません。

③ 出展料

長さ 3.6mまで 会員 10,000 円（税込） 非会員 20,000 円（税込）

長さ 3.6m超 5.0mまで 会員 20,000 円（税込） 非会員 40,000 円（税込）

④ その他

- ・設置可能台数には限りがあります。（先着順）
- ・テントは設置しません。

(6) 管理保全

- ① 主催者は、会期中、会場全般の管理にあたりますが、各出展物の管理については、出展者が責任を負うものとし、主催者は、天災、その他不可抗力による出展者の損害に対しては、補償の責は負いません。
- ② 出展者の行為により、事故が発生した場合は、当該出展者の責任において解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。

(7) 搬出入

出展物の搬出入については、全て出展者の責任で対応してください。

(8) 「出展者向け説明会及び事前セミナー」の開催

出展者決定後、9月中下旬頃に「出展者向け説明会及び事前セミナー」を開催することとしております。案内文書は、後日、各出展者宛てに郵送いたしますので、必ずご出席をお願いします。

(9) 出展申込後の内容変更・追加

「出展申込書」に記載した商品、オプションレンタル備品及び持込み備品等の変更・追加があった場合は、速やかに所属商工会の担当指導員まで必ずご連絡をお願いします。

9. 申込方法

別添「出展申込書」により、下記までお申し込みください。

【提出先】

【三豊市商工会本所】

〒767-0032 三豊市三野町下高瀬 2014-1

TEL：72-3123 FAX：72-5957

【三豊市商工会豊中支所】

〒769-1506 三豊市豊中町本山甲 203-1

TEL：62-2275 FAX：62-5658

三豊市商工会 指導課（担当：豊坂） 携帯 080-3164-2689

E-mail：k-toyosaka@shokokai-kagawa.or.jp

【提出物】

- ・出展申込書（全6枚）
- ・画像データ（申込書6ページ参照）*HP「出展事業者ページ」に掲載する画像データ
- ・食品営業許可関係の許可証の写し（販売商品ごとに必要）

※高松市保健所の指導により、自社内で製造（加工）した商品（材料を含む）を会場に持ち込んで販売する場合は、食品営業許可関係の許可証の写しの提出が必要になります。

※申込書に記入する従業員数については、6ページの「申込書に記入する従業員数について」をご参照ください。

【個人情報の取り扱い】申込書に記入いただいた個人情報は適切に管理し、本催事の運営以外の目的で使用することはありません。

10. 申込期限

令和5年8月17日（木） 17：00必着

11. 主催

香川県商工会連合会

申込書に記入する従業員数について

申込書に記入する従業員数については、「常時使用する従業員の数」をご記入ください。
ただし、「常時使用する従業員の数」には、以下の方は含みません。

- (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。）
- (b) 個人事業主本人及び同居の親族従業員
- (c) (申込時点で) 育児休業中・介護休業中・傷病休業中又は休職中の社員
* 法令や社内就業規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者
- (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等
 - (d-1) 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者（ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。）
 - (d-2) 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員(※1)」の所定労働時間に比べて短い者

※1 「通常の従業員」について

本事業における通常の従業員とは、社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。

例えば、事業所にいわゆる正規型の従業員がいない場合、フルタイムの基幹的な働き方をしている従業員がいれば、その従業員が通常の従業員となり、その従業員より所定労働時間が短い従業員（1日又は1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の従業員の4分の3以下である）はパートタイム労働者とします。

「(d-2) パートタイム労働者」に該当するのは、「1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」か、「1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下」の場合に限ります。

申込書において誓約していただく「反社会的勢力排除に関する誓約事項」

私（法人の場合は当社）は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「暴力団員等」という）でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること